

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、シテューワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

会社登記管理実施弁法

（国家市場監督管理総局令第 95 号として 2024 年 12 月 20 日発布、2025 年 2 月 10 日施行）

第 1 条 会社登記管理を規範化し、取引の安全を維持し、ビジネス環境を最適化するため、「中華人民共和国会社法」、「『中華人民共和国会社法』登録資本登記管理制度の実施に関する国务院の規定」等の法律及び行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 会社の登記・届出をする場合には、申請人は、提出資料の真実性、適法性及び有効性について責任を負わなければならない。

第 3 条 会社登記機関は、全国統一大市場の構築に係る要求に従い、登記管理職責を規範的に履行し、誠実・安全な市場秩序を維持しなければならない。

第 4 条 会社の営業許可証には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- （一）名称
- （二）住所
- （三）法定代表者の氏名
- （四）登録資本
- （五）会社類型
- （六）経営範囲
- （七）登記機関
- （八）成立日
- （九）統一社会信用コード

第 5 条 有限責任会社の株主が出資を引き受ける場合には、信義誠実の原則に従わなければならないが、株主全員が引き受けた出資額は、株主が会社定款の規定に従って会社成立の日から 5 年以内に全額を払い込む。株式有限会社の発起人は、会社の成立前に、自己を引き受けた株式に応じて株金を全額払い込まなければならない。

社会に対して公開募集し設立する方式を採用して成立した株式有限会社は、登記手続の際に、出資検査機構が発行する出資検査証明を法により提出しなければならない。有限責任会社及び発起設立の方式又は特定の対象に対して募集し設立する方式を採用して成立した株式有限会社は、登記手続の際に、出資検査機構が発行する出資検査証明を提出する必要はない。

法律、行政法規及び国务院の決定に、会社の登録資本の実際の払込み、登録資本の最低限度額、株主の出資期限等について別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第 6 条 株主は、貨幣を用いて出資することができ、また現物、知的財産権、土地使用権、出資持分、債権等の、貨幣を用いた価額評価が可能で、かつ、法により譲渡が可能な非貨幣財産を用い、価額を決定して出資することもできる。データ又はネット上の仮想財産に係る所有権の帰属等について法律に規定がある場合には、株主は、規定に従ってデ

ータ又はネット上の仮想財産を用い、価額を決定して出資することができる。但し、法律又は行政法規の規定により出資としてはならない財産を除く。

出資とする非貨幣財産については、法により評価して価額を決定し、財産を確認しなければならず、価額を過大又は過小に評価して決定してはならない。

第7条 有限責任会社が登録資本を増加する場合において、株主が新たに増加される資本の出資を引き受けるときは、会社定款の規定に従って登録資本変更登記の日から5年内に全額を払い込む。

株式有限会社は、登録資本を増加するために新株を発行する場合には、会社の株主が新たに増加される株金を全額払い込んだ後に、登録資本変更登記手続きをしなければならない。

第8条 2024年6月30日前に登記設立された有限責任会社は、引受出資払込期限までの残りの期間が2027年7月1日から5年超である場合には、2027年6月30日前にその引受出資払込期限までの残りの期間を5年内に調整し、かつ、会社定款に記載しなければならない。株主は、引き受けた出資額を、調整後の引受出資払込期限内に不足なく払い込まなければならない。引受出資払込期限までの残りの期間が2027年7月1日から5年未満であり、又は登録資本の全額が既に払い込まれている場合には、引受出資払込期限を調整する必要はない。

2024年6月30日前に登記設立された株式有限会社の発起人又は株主は、2027年6月30日前に、自己が引き受けた株式に応じて株金を全額払い込まなければならない。

第9条 2024年6月30日前に登記設立された会社で、生産経営が国益又は重大な公共の利益に関わるものについては、国务院の関係主管部門又は省級人民政府が意見を提起し、国家市場監督管理総局の同意を経た上で、2024年6月30日前に確定した出資期限に従って出資することができる。

第10条 2024年6月30日前に登記設立された会社に、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、会社登記機関は、会社登録資本の真实性・合理性について検討・評価を行わなければならない。

- (一) 引受出資払込期限が30年以上である場合
- (二) 登録資本が10億人民元以上である場合
- (三) その他客観的常識に明らかに適合しない事由

会社登記機関は、会社の経営範囲及び経営状況並びに株主の出資能力、主要営業項目、資産規模等を踏まえて総合的な検討・評価を行い、必要である場合には、業界専門機構を組織して評価を行わせること、又は関連部門と協議することができる。会社及びその株主は、状況説明及び関連資料を提供することに協力しなければならない。

会社登記機関は、会社の出資期限又は登録資本が明らかに異常であり、真实性・合理性の原則に反すると認定する場合には、遅滞なく調整し、かつ、手続に従って省級市場監督管理部門に報告すること、省級市場監督管理部門の指導及び監督を受けることを法により会社に要求する。

第11条 有限責任会社の株主が引受け及び実際の払込みをした出資額、出資方式並びに出資日、株式有限会社の発起人が引き受けた株式の数等の情報については、発生した日から20業務日内に、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

会社は、前項の公示情報の真実性、正確性及び完全性を確保しなければならない。

第12条 会社の経営範囲は、市場参入許可ネガティブリストの規定に適合しなければならないが、外商投資会社及び外商投資企業の直接投資会社の経営範囲は、外商投資参入許可特別管理措置の規定にも適合しなければならない。

第13条 監査委員会を設置して監事会の職権を行使させる会社は、董事届出を行う際に、関連董事の監査委員会成員担当情報を明示しなければならない。

第14条 会社は、設立登記の際に法により登記連絡員について届出を行い、登記連絡員の電話番号、電子メールアドレス等によく使用する連絡先を提供し、登記連絡員に委託して会社と会社登記機関との間の連絡業務に責任を負わせ、有効な意思疎通を確保しなければならない。

登記連絡員は、会社の法定代表者、董事、監事、高級管理者、株主、従業員等の人員が務めることができる。

登記連絡員が変更となる場合には、会社は、変更した日から30日以内に、会社登記機関に対して届出手続をしなければならない。

第15条 会社の董事、監事又は高級管理者に「中華人民共和国会社法」第178条所定の事由のいずれかがある場合において、会社が法によりその職務を遅滞なく解除しなければならないときは、それを知り、又は知るべきであった日から原則として30日を超えてはならず、かつ、その職務を解除した日から30日以内に、法により登記機関に対して届出手続をしなければならない。

第16条 申請人は、仲介機構又はその他の自然人に委託し、自身に代わって会社の登記・届出手続をさせることができる。仲介機構及びその業務人員又はその他の自然人は、会社の登記・届出手続に係る事項を代行する場合には、誠実に信義を守って法により責任を履行し、その代理身分を明示し、かつ、授權委託書を提出しなければならないが、虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じ重要な事実を隠蔽してはならず、会社の登記・届出代理業務に従事することを利用して、国益、社会公共の利益又は他人の適法な権益を損なってはならない。

第17条 会社の法定代表者、董事、監事、高級管理者、株主等は、法により人身の自由を制限され、実名認証システム、本人による現場での手続又は公証文書の提出等の方式を通じて身分情報を確認することができない場合には、関連国家機関が許容する方式に従って実名検証を行うことができる。

第18条 会社は、住所又は経営場所の登記を申請する場合には、住所又は経営場所の適法な使用証明を提出しなければならない。会社登記機関は、住所又は経営場所の使用証明資料を簡略化又は提出免除する場合には、申請人が登記申請する住所又は経営場所が客観的に存在し、かつ、会社が法により所有権又は使用权を有することを、部門間のデータ共有等の方式を通じて検証・確認しなければならない。

第19条 会社が登記又は届出を申請する事項に、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、会社登記機関は、設立登記又は関連事項の変更登記及び届出手続を受け付けない。

- (一) 会社の名称が企業名称登記管理の関連規定に適合していない場合
- (二) 会社登録資本、株主出資期限及び出資額が明らかに異常であり、かつ、その調整を拒絶した場合

- (三) 経営範囲中の、登記前に法により認可を経ておかなければならない許可経営項目に属するものが認可を得ていない場合
- (四) 虚偽の登記に関わった直接責任者が、登記が取り消された日から3年内に再度登記申請する場合
- (五) 国家の安全又は社会公共の利益を害するおそれがある場合
- (六) その他法律又は行政法規の規定に適合しない事由

第20条 申請人が会社法人としての独立した地位及び株主有限責任を明らかに濫用し、法定代表者、株主若しくは登録資本の変更又は会社の抹消等の方式を通じ、悪意により財産を移転し、債務から逃れ、又は行政処罰を回避していることを証明する証拠がある場合において、社会公共の利益を害するおそれがあるときは、会社登記機関は、法により関連の登記又は届出手続を受け付けず、既に手続したものについてはこれを取り消す。

第21条 会社が休業届出手続をする場合には、会社登記機関は、関連情報を税務、人力資源社会保障等の部門に対して遅滞なく共有し、休業届出に関わるその他の事項の効率的な処理を推進しなければならない。

第22条 会社の株主が死亡し、抹消となり、又は取り消されたことにより、会社が抹消登記手続をすることができなくなった場合には、当該株主の持分の適法な承継主体全員又は当該株主の投資者全員が、原株主に代わって法により抹消登記の関連事項を処理し、かつ、抹消登記手続を原株主に代わってしたことに関連する状況を、抹消決議において説明することができる。

第23条 効力を生じている法的文書で明確にされている登記届出事項に関連する法定義務を会社が期限どおりに法により履行しなかったために、人民法院が会社登記機関に執行協力通知書を送達し、法定代表者、董事、監事、高級管理者、株主、支店責任者等の情報を削除するよう協力を要求した場合には、会社登記機関は、法により国家企業信用信息公示システムを通じて、社会に削除情報を公示する。

第24条 2024年6月30日前に登記設立された会社が営業許可証を取り消され、閉鎖を命じられ、取消しとなり、又は登記された住所若しくは経営場所を通じて連絡をとることができないために経営異常リストに組み入れられたことにより、会社の出資期限又は登録資本が法律規定に適合せず、かつ、調整することができなくなった場合には、会社登記機関は、その会社について別枠で管理し、国家企業信用信息公示システムにおいて特別な注釈をし、かつ、社会に公示する。

別枠管理に組み込まれた会社は、登記済みの会社として統計及び登記管理を行わないこととなる。

前項に述べた会社が法により出資期限及び登録資本を調整した場合には、会社登記機関は、その会社を登記済み状態に回復させなければならない。

第25条 会社の統一社会信用コードは、一意性を有している。会社が法により抹消となり、又は設立登記を取り消された後、会社登記機関は、その統一社会信用コードを残しておかなければならない。

第26条 申請人が虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じ重要な事実を隠蔽して会社登記を行うことを仲介機構が明らかに知り、又は知るべきであった場合において、なお手続代行の委託を受け入れ、又はその申請人が虚偽の登記を行うことに協力したときは、会社登記機関が違法所得を没収し、10万元以下の過料を科する。

仲介機構が自己の名で、又は他人の名を冒用して虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じ重要な事実を隠蔽して会社登記を行った場合には、会社登記機関が「中華人民共和国会社法」第250条の規定に従って会社並びに直接に責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して法により重きに従って処罰する。

第27条 法律、行政法規又は部門規則に、本弁法の規定に違反する行為について処罰規定がある場合には、当該規定による。

第28条 外国投資家が投資する会社の登記管理には、本弁法を適用する。外商投資に関する法律、行政法規又は部門規則に、その登記について別段の規定がある場合には、当該規定を適用する。

第29条 本弁法は、2025年2月10日から施行する。

（法令原文名称：公司登记管理实施办法）